

著作権規程

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人緑の地球防衛基金（以下「この法人」という。）の定款第65条の規定に基づき、出版物に掲載される論文等の著作物に関する著作権の取り扱いについて定めることを目的とする。

（対象）

第2条 この規程が対象とする著作物は以下のものとする。

- ① 機関紙「緑の地球新聞」に掲載された著作物
- ② 「環境諸問題研究・活動報告書」等の刊行物に掲載された著作物
- ③ この法人の「研究・活動報告会」等に寄稿された予稿及び発表内容等

（著作権の帰属）

第3条 前条に関する国内外の一切の著作権（日本国著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利）は、この法人に最終原稿が寄稿せられた時点等から原則としてこの法人に帰属する。

2 特別な事情により、前項の原則が適用されない場合、著作者は寄稿時等にその旨を文書にて申し出るものとする。その場合の著作権の扱いについては著作者とこの法人との間で協議の上措置する。

3 この法人に寄稿された論文等がこの法人の出版物等に掲載されないことが決定された場合、この法人は当該論文等の著作権を著作者に返還する。

（著作者人格権の不行使）

第4条 著作者は、以下の各号に該当する場合、この法人及びこの法人が許諾する者に対して、日本国著作権法第18条から第20条を行使しない。

- ① 翻訳及びこれに伴う改変
- ② 出版物の配布及び保存の方法の変更に伴う改変
- ③ 概要又は一部分のみを抽出して利用することに伴う改変

（第三者への利用許諾）

第5条 第三者からこの法人に対して、この法人が著作権を有する論文等の著作物に関する利用許諾の要請があった場合、理事長は適切と認めたものについて当該要請に応じることができる。

（著作者による著作物の利用）

第6条 この法人が著作権を有する論文等の著作者は、この法人に事前に申し出を行った上、理事長の指示する条件に従って、当該著作物を利用することができる。

2 前項にかかわらず、以下の各号に該当する場合、著作者は、当該著作物を、この法人への事前の申し出を行わずに利用することができる。

- ① この法人の出版物の発行後、当該著作物を、著作者又は著作者が所属する組織のウェブページ等において営利を目的とせずに掲載する場合
- ② 著作者が、研究又は教育のため、その他営利を目的とせずに複製する場合

3 著作者は、前2項に基づき著作物を利用する場合、当該著作物又はその他の適切な場所に出典を明記しなければならない。

4 著作者が著作権の返還をこの法人に申請した場合において、理事長がその申請が正当な理由によるものと認めるときは、この法人は、著作権を元の著作者者に返還する。その場合、この法人は、当該著作物につき、著作権返還後も、この法人の出版物への掲載その他合理的な範囲の利用行為を継続して行うことができる。

(著作権侵害及び紛争処理)

第7条 この法人が著作権を有する論文等に対して第三者による著作権侵害又は侵害の疑いがあった場合、この法人と著作者が対応について協議し解決を図る。

2 この法人の出版物に寄稿される論文等の内容に関して、第三者から著作権侵害、名誉毀損等の主張がなされ紛争が生じた場合は、当該論文等の著作者が一切の責任を負い、この法人に損害を被らせない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月10日から施行する。